

「保育の必要性」の区分

区分	保護者の状況		細目
1	就労		月実働 48 時間以上（居宅内労働、居宅内営、農業、内職含む）
2	妊娠・出産		出産予定日の約 2 ヶ月前から出産後 2 ヶ月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合。（切迫流産等は「疾病」と扱う）
3	疾病・負傷・障がい	疾病負傷	1 ヶ月以上の入院もしくは、入院見込み（常時臥床の場合）
			<table border="1"> <tr> <td>居宅療養（1 ヶ月以上）</td> <td> 安静を要すると診断された場合または、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合 週 3 日以上に通院加療等が必要な場合 </td> </tr> </table>
	居宅療養（1 ヶ月以上）	安静を要すると診断された場合または、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合 週 3 日以上に通院加療等が必要な場合	
障がい	「身体障害者手帳 1～2 級（ただし、聴覚障害者の場合は身体障害者手帳 3 級も含む。）」「精神障害者保健福祉手帳 1 級」「療育手帳 A」「介護保険の要介護度 3～5」のいずれかに該当する場合 「身体障害者手帳 3 級（聴覚障害者の場合は 4 級も含む。）」「精神障害者保健福祉手帳 2 級」「療育手帳 B」「介護保険の要介護 1～2」のいずれかに該当する場合 「身体障害者手帳 4～6 級」「精神障害者保健福祉手帳 3 級」「介護保険の要支援」のいずれかに該当する場合		
4	同居親族の介護又は看護		同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護している場合
5	災害		震災，風水害，火災その他の災害の復旧に当たっている場合
6	求職中		求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合
7	就学等	就学	日中，就学のため，保育することができない場合（月 48 時間以上）
		職業訓練	日中，職業訓練を受けるため，保育することができない場合（月 48 時間以上）
8	社会的擁護		児童虐待またはそのおそれのある場合
			DV により保育を行うことが困難であると認められる場合
9	育児休業中		満 1 歳未満の子を養育している場合。育児休業取得前に既に幼稚園を利用しており，産前休暇を取得する前から継続して勤務している事業所への復帰を予定している場合（但し，育児休業取得前の保育料を完納していること）
10	その他	別居の親族等の介護または看護	別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合で，区分 4 と同等であると認められる場合
		不存在	死亡，離婚，行方不明，拘禁，別居（離婚調停又は裁判中に限る）等
		前各号に掲げるもののほか，市長が特別に認める場合	

子育てのための施設等利用給付認定における注意事項

- ※ 妊娠・出産による認定は，産前 6 週（双子以上の場合は 14 週），産後 8 週とします。
- ※ 保育を必要とする理由等に変更が生じる場合，変更の届出が必要です。
- ※ 施設等利用給付認定を受けていない児童は，無償化の対象となりません。申請日（市が書類を受理した日）より遡って認定することはできないため，必ず利用開始前に認定申請をしてください。